

国立大学法人東京医科歯科大学歯学部附属病院

災害対策委員会規則

（令和2年3月31日
規則第21号）

（趣旨）

第1条 東京医科歯科大学歯学部附属病院災害対策委員会（以下「災害対策委員会」という。）については、東京医科歯科大学歯学部附属病院規則（平成16年規則第130号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 災害対策委員会は、歯学部附属病院長（以下「病院長」という。）の管理の下に、地震等の災害発生時の運用方法を検討することを目的とする。

（審議事項）

第3条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 委員会の運営に関する基本事項
- (2) 委員会に必要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (3) 災害時等の発生時の運用方法に関する事項
- (4) その他必要な事項

（組織）

第4条 災害対策委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各診療科及び中央診療施設等の教授 1名
 - (2) 各診療科及び中央診療施設等に所属する教員 2名
 - (3) 看護師 2名
 - (4) 歯科衛生士 2名
 - (5) 中央診療施設等に所属する医療職員 2名
 - (6) 事務部総務課及び業務課の事務職員 各1名
 - (7) その他病院長が必要と認めた者
- 2 前項の委員は、病院長が委嘱する。
- 3 第1項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第5条 災害対策委員会には委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、病院長の命を受け、災害対策委員会の管理運営に当たる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

（委員会の開催）

第6条 委員会は、委員長が必要と認めたとき随時開催するものとする。

（議事）

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる

(ワーキンググループ)

第9条 災害対策委員会の具体的事案の対応を検討するため、災害対策ワーキンググループ(以下「ワーキング」という。)を置く。

2 ワーキングは、災害発生時の運用方法に関する事項について審議する。

3 ワーキングは、原則、各診療科から構成員をもって組織する。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、歯学部附属病院事務部総務課が行う。

(その他)

第11条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。